

奈良県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和三年六月二十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

| 施術者の氏名 | 施術所の名称及び所在地                     | 廃止年月日      |
|--------|---------------------------------|------------|
| 柿本 一志  | はりマッサージサロンぽかぽか<br>大和郡山市北郡山町五九一三 | 令和三年四月十九日  |
| 脇坂 清   | はりマッサージサロンぽかぽか<br>大和郡山市北郡山町五九一三 | 令和三年四月十九日  |
| 垣内 奈津子 | はりマッサージサロンぽかぽか<br>大和郡山市北郡山町五九一三 | 令和三年四月十九日  |
| 小田 良二  | おだ整骨院<br>宇陀市榛原下井足四九一<br>一階      | 令和三年四月二十八日 |